

1 博多港開発株式会社

(事務監査)

【指摘事項】

ア 決算事務について適正な事務処理を求めるもの

企業会計はすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。また、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。しかしながら、平成12年度の決算事務において、債務の確定した費用の未払金への計上が行われていないものが見受けられたので、今後の事務処理については、正確を期されたい。

【講じた措置】

決算事務については、簿記の原則に基づき適正な事務処理を行うよう博多港開発株式会社に対し、口頭による指導を行った。なお、博多港開発株式会社では、所属職員に対し、企業会計による簿記の原則等の厳守が口頭により指導されている。

2 財団法人福岡市港湾海浜管理センター

(事務監査)

【指摘事項】

ア 資金前渡にかかる会計処理について適正な事務処理を求めるもの

資金前渡を受けたものの精算においては、速やかに精算書に領収書又はこれにかかわるべき証拠書類を添えて、精算しなければならない。しかしながら、諸謝金等の精算において、精算書が作成されないまま精算がなされていた。

資金前渡を受けたものの精算においては、財団法人福岡市港湾海浜管理センター経理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【講じた措置】

資金前渡にかかる会計処理については、財団法人福岡市港湾海浜管理センターの経理規程に従い適切に行うよう、口頭による指導を行った。

【指摘事項】

イ 財産の管理方法について適正な事務処理を求めるもの

財産の管理方法においては、寄付行為規程に基づき、理事会の議決を得なければならない。しかしながら、平成11年11月1日に管理センターが福岡市へ平成11年度の福岡市債(借換債)として証書により貸付けている財産の管理方法について、理事会の議決を得なければならないが、報告事項として説明がなされていた。

財団法人福岡市港湾海浜管理センター寄付行為規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【講じた措置】

財産の管理方法については、寄付行為規程に基づき、理事会の議決を得よう財団法人港湾海浜管理センターに対し指導を行った。

【指摘事項】

ウ 委託契約事務について検討を求めるもの

福岡市海浜公園駐車場管理業務委託において、中央プラザ駐車場及び同プラザ西駐車場の施設警備を毎年4月27日から8月31日までの間に限り、警備員の増員や勤務時間の延長を図っているが、周辺の環境変化に伴い、最近の駐車状況が減少方向にあることを考慮し、管理業務委託の支出面においても、経済性と効率性を考え、委託内容について、過去の駐車実績等を再度見直し、施設警備に関する業務日数等の軽減など検討されたい。

【講じた措置】

委託契約事務のうち、特に施設警備体制については、毎年十分な検討を行い、適

切な体制へ見直すよう、(財)福岡市港湾海浜管理センターに対し口頭による指導を行った。

(工事監査)

ア 施工管理について注意、改善を求めるもの

【指摘事項】

(ア) 平成13年度「海浜公園ビーチハウス床版、手摺等修繕」

(契約金額 186万9,000円)

「建築工事写真撮影の手引き」によると内装材等の撤去により発生した産業廃棄物は、処分先及び、処分状況を明確にするため処分状況写真を撮影することとなっているが、既存の木製床版等撤去後の廃材処分において工事記録写真が撮影されていなかった。

今後は、規定を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

【講じた措置】

請負契約の施工管理については、「建築工事写真撮影の手引き」に基づき、必要な工事記録写真の撮影もれが発生しないように請負業者への指導徹底を行うよう、財団法人福岡市港湾海浜管理センターに対し口頭による指導を行った。

(財政援助団体監査)

1 福岡アジア文化賞委員会

ア 経理事務について注意を求めるもの

福岡アジア文化賞委員会の経理事務については、当委員会の経理規程に基づき行わなければならないが、当委員会の経理規程と異なった経理事務が行われていた。

今後は、事務局要綱及び経理規程に基づいた適正な経理事務を行うよう注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 資金前渡及び概算払いの経費について精算行為のないものが見受けられた。

【講じた措置】

資金前渡及び概算払いの経費については、事務局要綱及び経理規程に基づいた適正な経理事務を行うよう指導を行った。その結果、福岡アジア文化賞委員会では経理関係の様式を改定し、精算行為を確認できるよう事務処理を改めている。

【指摘事項】

(イ) 緊急又はやむを得ない事情と認めがたい場合においても、職員が立替払いにより物品を購入していた事例が見受けられた。

【講じた措置】

立替払いによる物品購入については、事務局要綱及び経理規程に基づいた適正な経理事務を行うよう指導を行った。なお、福岡アジア文化賞委員会は取扱いを厳格に行うよう書面及び事務局内の会議の実施により職員に周知徹底を行っている。

【指摘事項】

(ウ) 物品購入、経費の支払いを行う場合には、債務が確定していることを確認しなければならないが、債務確定の確認ができないものが見受けられた。

【講じた措置】

物品購入、経費の支払いについては、事務局要綱及び経理規程に基づいた適正な経理事務を行うよう指導を行った。その結果、福岡アジア文化賞委員会は取扱いを厳格に行うよう経理関係の様式を改定し、債務確定をすることができるよう事務処理を改めている。

【指摘事項】

イ 報償費の支出について注意を求めるもの

非常勤嘱託員については、地方公共団体が支給する給与その他の給付は限定されている。非常勤嘱託員に対して時間外勤務を命令し、市からの報酬とは別に、時間外勤務手当の代替措置として委員会から報償費を支出することは認められていない。

今後、非常勤嘱託員に時間外勤務手当の代替として報償費を支出することは改められたい。

【講じた措置】

非常勤嘱託員については、非常勤嘱託員に対して委員会から報償費を支出することを改めるよう指導を行った。その結果、福岡アジア文化賞委員会は非常勤嘱託員への時間外勤務の命令を行わないこととしている。